



平成 24 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 ウェルネット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 澤 一 洋
(J A S D A Q ・ コード 2 4 2 8)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理部長 猪 飼 俊 哉
電 話 0 3 - 3 5 8 0 - 0 1 9 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 8 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 9 月 25 日開催予定の第 30 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

単元株制度の採用に伴い、これに係る所要の変更を次のとおり行うものであります。

- ①単元未満株式の売渡請求に係る規定を定款第 9 条として新設するものであります。
- ②単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第 10 条として新設するものであります。
- ③規定の新設に伴い、現行定款第 9 条以下を 2 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 8 条 (条文省略)	第 1 条～第 8 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。
(新 設)	<u>(単元未満株主の権利制限)</u> 第 10 条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求

<p>第9条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>する権利</p> <p><u>3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>4. 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> <p>第11条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>(単元未満株式の規定新設に関する経過措置)</u> <u>第9条及び第10条の規定は、平成24年10月1日をもってその効力を生じるものとする。なお、本附則は第9条及び第10条の規定の効力発生後これを削除する。</u></p>
---	---

(注) 当社は、平成24年5月15日開催の取締役会において定款第8条を新設し、平成24年7月1日をもって、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

以 上